

大雪地区広域連合議会定例会の招集時期を定める規則

平成 15 年 9 月 3 日
議会規則第 3 号

大雪地区広域連合議会の定例会は、毎年 3 月、6 月及び 12 月に招集するものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。